

## ○厚木愛甲環境施設組合臨時的任用職員の

### 給与に関する条例

（平成16年4月1日）  
条例第9号

（趣旨）

**第1条** この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第6項及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第204条第3項の規定に基づき、臨時的任用職員の給与に関する事項を定めるものとする。

（臨時的任用職員の定義）

**第2条** この条例で臨時的任用職員とは、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条第5項又は地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第6条第1項の規定により任用される職員をいう。

（給与の種類）

**第3条** この条例で給与とは、賃金及び諸手当をいう。

（給与の額及び支給方法）

**第4条** 給与の額及びその支給方法は、管理者が別に定める。

（委任）

**第5条** 前各条に定めるもののほか必要な事項は、管理者が別に定める。

### 附 則

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

〔厚木愛甲環〕

一五二四  
（一五五〇）